

桶川市立中学校部活動指導員派遣事業実施要綱

桶川市教育委員会

平成30年3月13日改定

(目的)

第1条 この要綱は、桶川市立中学校(以下「中学校」という。)の部活動に対し、専門的な技術指導力と教育に対する理解と識見を有する者(以下「指導員」という。)を派遣し、部活動の充実を図るために必要な事項を定めるものとする。

(派遣者)

第2条 指導員を派遣する者は、桶川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とする。

(選任方法)

第3条 指導員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 中学校の校長が当該学校の指導員として教育委員会に桶川市立中学校部活動指導員申請書(様式第1号)及び承諾書(様式第2号)により申請を推薦した者で教育委員会が桶川市立中学校部活動指導員承認書(様式第3号)により承認委嘱したもの
- (2) 教育委員会が地域、関係機関等と協議した上、指導員として推薦した者で、中学校の校長が当該学校の指導員として承認したもの

(指導内容)

第4条 指導員は、派遣された中学校の部活動の指導計画に沿って、専門的技術に関する指導及び助言を行う。

(遵守事項)

第5条 指導員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 部活動における指導について、校長の指揮監督を受け、その指示に従うこと。
- (2) 生徒個人の人格を尊重し、教育的配慮に十分留意した上で、指導に当たること。
- (3) 指導員として知り得た秘密を他に漏らさないこと。指導員としての職を退いた後も同様とする。
- (4) 指導員としての信用を傷つけ、又は中学校の不名誉となるような行為を行わないこと。

(5) 指導員としての立場を営利目的、政治目的及び、宗教目的のために利用しないこと。

(研修)

第6条 指導員は、教育委員会の実施する研修に参加して、前条各号に掲げる遵守事項及び指導員としての心構えについて理解を深めるよう努めなければならない。

(派遣期間)

第7条 教育委員会が指導員を派遣する期間は、委嘱をした日から当該委嘱をした日の属する年度の末日までの間とする。

(経費)

第8条 指導員の謝礼は、予算の範囲内において教育委員会が負担する

(退任)

第9条 指導員は、自己の都合によりその任期中に退任しようとするときは、退任届(様式第4号)を、派遣された中学校の校長を通じて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(解任)

第10条 指導員が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、前条の規定にかかわらず、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- (3) 指導員たるにふさわしくない非行があった場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、桶川市立中学校部活動指導員派遣に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月7日より施行する。

この要綱は、平成30年3月13日より施行する。